

## 第 178 回 TMI 月例セミナーのご案内

### 「直近の労働基準法令の改正の解説

～厚生労働省出向者による最新の法令解説と実務上のポイント～

日 時： ≪会場開催≫

【東京オフィス】

2024年1月26日(金)14:00～15:45(受付開始13:30)

【名古屋・大阪・京都・神戸・福岡オフィス】※東京からの同時中継となります

2024年1月26日(金)14:00～15:45(受付開始13:30)

≪オンデマンド配信≫

2024年2月9日(金)10:00～同年2月26日(月)16:00

※Vimeoによるオンデマンド配信となります。

ご利用にあたっては[こちら](#)の注意事項をご一読の上 お申し込みください。

- 会 場：【東京オフィス】 〒106-6123 東京都港区六本木6-10-1  
六本木ヒルズ森タワー22階 セミナールーム
- 【名古屋オフィス】 〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦1-11-11  
名古屋インターシティ3階
- 【大阪オフィス】 〒530-0017 大阪府大阪市北区角田町8-1  
大阪梅田ツインタワーズ・ノース36階
- 【京都オフィス】 〒604-8181 京都府京都市中京区御池高倉西入綿屋町525番地  
吉忠本社ビル7階
- 【神戸オフィス】 〒651-0088 兵庫県神戸市中央区小野柄通7-1-1  
日本生命三宮駅前ビル12階
- 【福岡オフィス】 〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前2-19-22  
九州フィナンシャルグループ福岡ビル8階

※名古屋・大阪・京都・神戸・福岡オフィスは東京からの同時中継にて実施いたします。

※受付事務との関係で、セミナー開始後30分以降は、入室をご遠慮いただく場合がございます。

※質疑応答は東京オフィス会場のみ受け付けいたします。

名古屋・大阪・京都・神戸・福岡オフィス会場及びオンデマンド配信中の質疑応答は受け付けできませんので、何卒ご了承ください。

講 師： TMI総合法律事務所 益原大亮 弁護士

参加費： 無料

## 【開催趣旨】

TMI総合法律事務所では、主にクライアント様を対象に情報提供の場として、無料にて月例セミナーを開催しておりますが、第178回は「直近の労働基準法令の改正の解説～厚生労働省出向者による最新の法令解説と実務上のポイント～」と題するセミナーを開催いたします。

直近においては、労働基準法令の改正により、①裁量労働制に係る制度改正(令和6年4月1日施行)、②労働条件明示義務に係る改正(令和6年4月1日施行)、③賃金のデジタル払いの解禁(施行済み)が行われました。

裁量労働制に係る制度改正においては、企画業務型裁量労働制について、労使委員会の決議事項の追加や、いわゆる企画指針における様々なルールの改正が行われ、労使委員会の定期報告などの行政手続にも変更点があります。また、専門業務型裁量労働制について、労使協定事項の追加が行われたほか、対象業務として、いわゆるM&Aアドバイザー業務が設けられました。なお、法令改正のほか、労働政策審議会において、裁量労働制の運用面に関して明確化された事項も注目に値します。

労働条件明示義務に係る改正においては、明示事項として、大きく4つの事項(全労働者に関係する事項が1つ、有期雇用労働者に関する事項が3つ)が追加されます。令和6年4月1日以降、新たに雇用契約を締結する場合や契約更新のある労働者に対しては、これら事項の明示が必要となりますので、各社の労働条件通知書のひな型の改正が必要となります。

賃金のデジタル払いの解禁においては、賃金通貨払いの原則の例外として、銀行口座振込などに加え、新たに資金移動業者(〇〇ペイ)による賃金支払いが可能となりました。新たな賃金支払方法として、賃金のデジタル払いを導入するためには、労使協定や同意書の準備など、各企業において準備すべき事項があります。

本セミナーでは、2019年10月から2023年9月までの間、厚生労働省に出向し、様々な施策に関わった講師が、これら改正を解説するとともに、これら改正について、各企業にとって有益な実務上のポイントをご紹介いたします。

皆様のご参加を心よりお待ちしております。

## 【概要】

1. 直近の労働基準法令の改正の概要
2. 裁量労働制の制度改正
3. 労働条件明示義務に係る改正
4. 賃金のデジタル払いに係る改正
5. 質疑応答

## 【講師紹介】

### 益原大亮

#### <経歴>

2010年 3月 安田学園高等学校卒業

2014年 3月 青山学院大学法学部法学科卒業

2016年 3月 早稲田大学大学院法務研究科修了

2016年 11月 最高裁判所司法研修所入所

2017年 12月 東京弁護士会登録

2018年 1月 TMI 総合法律事務所勤務

2019年 10月 厚生労働省大臣官房総務課法務室に法務指導官として勤務

(厚生労働省所管法令に関する法令改正への助言や法解釈に関する疑義対応、厚生労働省の各部会への対応、行政処分や行政指導に関する助言、情報公開請求や審査請求に関する助言、訴訟手続に関する助言や国の指定代理人としての行政処分や国家賠償請求等に関する訴訟対応、厚生労働省の契約法務、新型コロナウイルス感染症に関する行政対応等、厚生労働省における法務全般)

- 2021年10月 厚生労働省労働基準局労働条件政策課(賃金課併任)に課長補佐・労働関係法専門官として勤務  
(労働基準法等について専門的立場からの企画・立案、裁量労働制の制度改正、医師の働き方改革への対応、賃金のデジタル払いの新設と資金移動業者の指定に係る審査、「これからの労働時間制度に関する検討会」、「労働政策審議会労働条件分科会」、「新しい時代の働き方に関する研究会」の事務局担当、労働基準法等の法解釈への疑義対応等)
- 2023年 2月 東京都社会保険労務士会登録  
2023年 10月 TMI 総合法律事務所復帰  
2023年 10月 厚生労働省医政局参与(医師の働き方改革)就任

#### 【申込方法】

以下の、本セミナー専用申込ページより、申込をお願いいたします。

申込期間 : 2023年12月15日(金)10:00~同年12月28日(木)17:00  
本セミナー専用申込ページ : <https://tmi.smktg.jp/public/seminar/view/19102>

#### ※会場開催へのお申込について

- ・1社2名様まで、先着順の受付とさせていただきます。定員になり次第お申込受付を終了いたしますので、何卒ご了承ください。(定員:東京オフィス120名、名古屋オフィス30名、大阪オフィス12名、京都オフィス12名、神戸オフィス15名、福岡オフィス20名)
- ・後日オンデマンド配信の視聴用URLもご案内いたしますので併せてご活用ください。

#### 【注意事項】

- ・録音・録画はご遠慮ください。
- ・恐れ入りますが、企業内弁護士・弁理士を除く弁護士・弁理士の方(企業に出向されている弁護士・弁理士の方を含む)の参加はご遠慮ください。
- ・ご登録いただいた情報から所属先の確認ができない方など、当事務所が適切ではないと判断した際には、個別にご連絡することなくご参加・ご視聴をお断りする場合がございますので予めご了承ください。
- ・やむを得ず開催方式の変更、中止等が生じる可能性がありますので、予めご了承ください。
- ・会場開催にあたり、体調がすぐれない方(発熱、咳など風邪の症状がある方を含みます)は、ご参加をお控えくださいますようお願いいたします。

---

#### <本件に関するお問い合わせ先>

TMI 総合法律事務所

東京オフィス  
担当:野本・榎本・駒井

電話:03-6438-5511(代表)

e-mail:monthlyseminar@tmi.gr.jp

名古屋オフィス

担当:狩野・山田

電話:052-219-2626(代表)

e-mail:seminar\_nagoya@tmi.gr.jp

大阪オフィス

担当:田中・伊藤

電話:06-6311-0577(代表)

e-mail:seminar\_osaka@tmi.gr.jp

京都オフィス

担当:大山・小栗・山根

電話:075-256-5551(代表)

e-mail:seminar\_kyoto@tmi.gr.jp

神戸オフィス

担当:松本・神田

電話:078-291-5151(代表)

e-mail:seminar\_kobe@tmi.gr.jp

福岡オフィス

担当:松村・戸渡・秋本・井伊

電話:092-402-1120(代表)

e-mail:seminar\_fukuoka@tmi.gr.jp